省令

○法務省令第四十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十六日

法務大臣　金田　勝年

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表仙台法務局の部同法務局の款同法務局の項管轄区域欄中「仙台市」を「仙台市富谷市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十月十日から施行する。

○厚生労働省令第百五十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係） ［一～二十三　略］ 二十四　亜セレン酸ナトリウム 二十五～四百五十　［略］	**別表第一**（第十二条関係） ［一～二十三　同上］ ［号を加える。］ 二十四～四百四十九　［一号ずつ繰り下げる。］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

○国家公安委員会規則第二十二号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行に伴い、少年警察活動規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月二十六日

国家公安委員会委員長　松本　純

少年警察活動規則の一部を改正する規則

少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（非行少年についての活動） **第十三条**　［略］ 2　［略］ 3　触法少年であって少年法第六条の六第一項の規定により送致すべき者若しくは児童福祉法第二十五条第一項の規定により通告すべき者に該当しないもの又は十四歳未満のぐ犯少年であって同項の規定により通告すべき者に該当しないものの処遇については、第一項に定めるもののほか、第八条第二項から第四項までの規定を準用する。	（非行少年についての活動） **第十三条**　［同上］ 2　［同上］ 3　触法少年であって少年法第六条の六第一項の規定により送致すべき者若しくは児童福祉法第二十五条の規定により通告すべき者に該当しないもの又は十四歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第二十五条の規定により通告すべき者に該当しないものの処遇については、第一項に定めるもののほか、第八条第二項から第四項までの規定を準用する。
（要保護少年についての活動） **第三十八条**　要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項に基づく児童相談所への通告又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。 2　［略］	（要保護少年についての活動） **第三十八条**　要保護少年については、児童福祉法第二十五条に基づく児童相談所への通告又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。